令和８年１１月２日

新見商工会議所

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の金利変更について

１.【マル経金利　令和８年１１月１日（日）より】

年３．０５％　→　年２．９５％

（返済期間が運転・設備資金共に１０年以内（据置２年）となっております）

２．中小企業設備近代化利子補給制度（新見市）について

市内の中小企業者が、制度資金の融資を受けて設備の近代化を行う場合、その融資に係る当初３年間の支払利子の**６／１０**を補助する制度があります。

金利２．９５－利子補給６／１０＝１．１８％

（令和８年１１月１日よりマル経融資のご利用で当初３年間）

３．賃上げ特例制度について

雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して２．５％以上増加する見込みがある事業者（最近の決算期で既に増加している者を含む）は、貸付後２年間の利率を０．５％引き下げることができます。

※ マル経融資についてのお問い合わせ・お申し込みは

新見商工会議所・経営支援課　ＴＥＬ．７２－２１３９（お気軽にご相談下さい）